

在宅医療経済と診療報酬



2015年8月6日
鳥取大学医学部脳神経小児科
玉崎章子

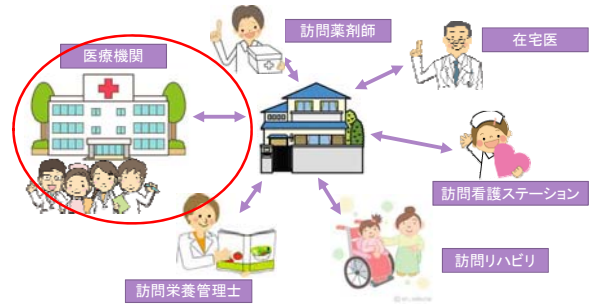
今日のお話

- > 小児在宅医療経済
- > 在宅療養指導管理料
- > 特定疾患治療管理料
- > 在宅患者診療・指導料
- > 入院基本料等加算
- > 退院調整加算
- > 症例提示



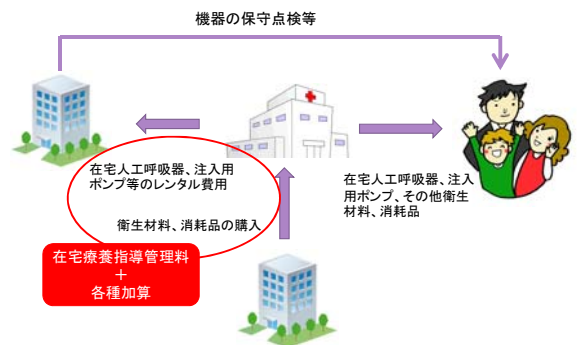
小児在宅医療経済

診療報酬



在宅療養指導管理料

在宅療養指導管理料



在宅療養指導管理料

- ▶ 消毒薬、衛生材料、酸素、注射器、注射針、翼状針、カテーテル、膀胱洗浄用注射器、クレンメ等は、所定点数に含まれているため、医療機関が患者に支給する。
- ▶ 2014年診療報酬改定により、人工呼吸器を装着している15歳未満の患者等に在宅医療を担う医療機関と後方支援等を担う医療機関で異なる指導管理料を行った場合、それぞれの医療機関で在宅療養指導管理料が算定できるようになった。

在宅患者診療・指導料

訪問看護指示料(特別訪問看護指示加算)

- ▶ 300点
- ▶ 患者1人につき月1回算定
- ▶ 当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、その旨を記載した訪問看護指示書を交付した場合は、月1回のみ100点を加算する。(特別訪問看護指示加算)
気管カニューレ使用患者、真皮を超える褥瘡の状態にある患者は月2回算定可能

介護職員等喀痰吸引指示料

- ▶ 240点
- ▶ 行為の必要性を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する事業者に対して介護職員等喀痰吸引等指示書を交付した場合に算定可能
- ▶ 2014年診療報酬改定により、対象事業者の中に特別支援学校等が追加された。
- ▶ 患者1人につき3ヶ月に1回算定

特定疾患治療管理料

在宅療養指導料

- ▶ 170点
- ▶ 在宅療養指導管理料の各指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者または器具を装着しておりその管理に配慮を必要とする患者に対して、医師の指示に基づき看護または保健師が在宅療養上必要な指導を個別に行った場合に算定
- ▶ 患者1人につき月1回(1回の指導時間は30分を超えるもの)
- ▶ 看護師(または保健師)は療養指導記録を作成し、指導の要点、指導実施時間を明記する。

まとめ

- ▶ 在宅支援を行うために、関係する診療報酬項目の概略を理解する必要がある。
- ▶ 在宅療養指導管理料を理解し、在宅生活に必要な物品の提供を行う。